

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 7 月31日
【計算期間】	第10期中（自 2019年11月 1 日 至 2020年 4 月30日）
【ファンド名】	ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド (Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund, a Series Trust of Nomura Portfolio Select)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス (Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町 1 - 1 - 1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 井上 貴美子 弁護士 須藤 綾太 弁護士 小玉 留衣
【連絡場所】	東京都千代田区大手町 1 - 1 - 1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6775) 1626
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド（Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund, a Series Trust of Nomura Portfolio Select）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

（2020年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債・地方債	米国	35,806,567	30.53
	サウジアラビア	4,016,272	3.42
	ロシア連邦	3,951,436	3.37
	カタール	3,724,851	3.18
	アラブ首長国連邦	3,390,641	2.89
	英国	2,932,108	2.50
	オマーン	2,283,644	1.95
	エジプト	1,573,756	1.34
	バーレーン	1,437,100	1.23
	ナイジェリア	1,097,873	0.94
	ガーナ	857,050	0.73
	ウクライナ	753,235	0.64
	エクアドル	716,713	0.61
	トルコ	496,875	0.42
	メキシコ	467,593	0.40
	ベラルーシ	432,878	0.37
	ルーマニア	393,138	0.34
	ケニア	341,275	0.29
	コートジボワール	281,625	0.24
	ヨルダン	230,930	0.20
	セネガル	224,688	0.19
	タジキスタン	143,750	0.12
	アゼルバイジャン	141,942	0.12
	セルビア	140,788	0.12
	アンゴラ	131,175	0.11
	小計	65,967,901	56.25
	米国	15,106,810	12.88
	香港	4,870,865	4.15
	英国	3,337,569	2.85
	カザフスタン	1,826,603	1.56
	サウジアラビア	1,750,912	1.49

固定利付債	ケイマン諸島	1,480,997	1.26
	オランダ	696,531	0.59
	パキスタン	661,906	0.56
	エジプト	560,725	0.48
	クウェート	551,735	0.47
	英国領ヴァージン諸島	521,189	0.44
	アンゴラ	363,800	0.31
	南アフリカ	321,479	0.27
	小計	32,051,120	27.33
その他の債券	米国	4,362,876	3.72
	英国	1,028,227	0.88
	小計	5,391,103	4.60
変動利付債	英国領ヴァージン諸島	1,449,460	1.24
	英国	1,173,367	1.00
	中国	696,464	0.59
	米国	376,150	0.32
	香港	198,600	0.17
	小計	3,894,042	3.32
投資資産の合計		107,304,165	91.49
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		9,975,067	8.51
純資産総額		117,279,232 (12,611,035,817円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注３）米ドルの円貨換算は、2020年５月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝107.53円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2019年６月１日から2020年５月末日までの１年間における各月末の純資産総額および１口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
2019年６月末日	47,283,474	5,084,391,959	8.62	927
７月末日	47,682,309	5,127,278,687	8.66	931
８月末日	47,369,019	5,093,590,613	8.54	918
９月末日	47,393,979	5,096,274,562	8.48	912
10月末日	47,289,594	5,085,050,043	8.45	909
11月末日	46,579,024	5,008,642,451	8.40	903
12月末日	46,653,892	5,016,693,007	8.52	916
2020年１月末日	47,162,844	5,071,420,615	8.63	928
２月末日	45,588,082	4,902,086,457	8.55	919
３月末日	38,781,965	4,170,224,696	7.38	794
４月末日	39,084,391	4,202,744,564	7.52	809
５月末日	41,006,880	4,409,469,806	7.91	851

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2019年6月末日	85,200,670	6,079,067,805	7.39	527
7月末日	85,021,555	6,066,287,949	7.42	529
8月末日	83,400,861	5,950,651,432	7.32	522
9月末日	81,286,633	5,799,801,265	7.25	517
10月末日	78,845,648	5,625,636,985	7.21	514
11月末日	78,309,745	5,587,400,306	7.17	512
12月末日	76,652,873	5,469,182,489	7.23	516
2020年1月末日	76,429,690	5,453,258,382	7.32	522
2月末日	75,288,844	5,371,859,019	7.25	517
3月末日	63,073,020	4,500,259,977	6.12	437
4月末日	64,205,984	4,581,096,958	6.24	445
5月末日	66,910,244	4,774,045,909	6.54	467

（注）豪ドルの円貨換算は、2020年5月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝71.35円）によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

ＮＺドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2019年6月末日	19,844,903	1,321,868,989	8.20	546
7月末日	19,833,891	1,321,135,480	8.24	549
8月末日	19,661,771	1,309,670,566	8.14	542
9月末日	19,304,583	1,285,878,274	8.08	538
10月末日	19,129,207	1,274,196,478	8.04	536
11月末日	18,868,962	1,256,861,559	7.98	532
12月末日	18,609,457	1,239,575,931	8.06	537
2020年1月末日	18,792,414	1,251,762,697	8.18	545
2月末日	18,466,845	1,230,076,545	8.11	540
3月末日	15,399,187	1,025,739,846	6.88	458
4月末日	15,442,386	1,028,617,331	6.99	466
5月末日	16,220,986	1,080,479,877	7.35	490

（注）ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）の円貨換算は、2020年5月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1NZドル＝66.61円）によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

好利回り通貨コース受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2019年6月末日	30,120,382	3,238,844,676	6.54	703

7月末日	30,435,524	3,272,731,896	6.64	714
8月末日	28,547,779	3,069,742,676	6.23	670
9月末日	28,786,332	3,095,394,280	6.20	667
10月末日	29,057,313	3,124,532,867	6.30	677
11月末日	28,417,162	3,055,697,430	6.20	667
12月末日	29,089,789	3,128,025,011	6.43	691
2020年1月末日	28,470,304	3,061,411,789	6.47	696
2月末日	26,697,369	2,870,768,089	6.15	661
3月末日	19,618,161	2,109,540,852	4.52	486
4月末日	20,423,052	2,196,090,782	4.80	516
5月末日	21,812,493	2,345,497,372	5.12	551

【分配の推移】

（１口当たり、課税前）

	米ドル受益証券	
	（米ドル）	（円）
2019年 6 月	0.03	3.23
7 月	0.03	3.23
8 月	0.03	3.23
9 月	0.03	3.23
10月	0.03	3.23
11月	0.03	3.23
12月	0.03	3.23
2020年 1 月	0.03	3.23
2 月	0.03	3.23
3 月	0.03	3.23
4 月	0.03	3.23
5 月	0.03	3.23
設定来累計	5.38	578.51

（１口当たり、課税前）

	豪ドル受益証券	
	（豪ドル）	（円）
2019年 6 月	0.03	2.14
7 月	0.03	2.14
8 月	0.03	2.14
9 月	0.03	2.14
10月	0.03	2.14
11月	0.03	2.14
12月	0.03	2.14
2020年 1 月	0.03	2.14
2 月	0.03	2.14
3 月	0.03	2.14
4 月	0.03	2.14
5 月	0.03	2.14
設定来累計	7.69	548.68

（１口当たり、課税前）

	NZドル受益証券	
	（NZドル）	（円）
2019年６月	0.03	2.00
７月	0.03	2.00
８月	0.03	2.00
９月	0.03	2.00
10月	0.03	2.00
11月	0.03	2.00
12月	0.03	2.00
2020年１月	0.03	2.00
２月	0.03	2.00
３月	0.03	2.00
４月	0.03	2.00
５月	0.03	2.00
設定来累計	6.92	460.94

（１口当たり、課税前）

	好利回り通貨コース受益証券	
	（米ドル）	（円）
2019年６月	0.04	4.30
７月	0.04	4.30
８月	0.04	4.30
９月	0.04	4.30
10月	0.04	4.30
11月	0.04	4.30
12月	0.04	4.30
2020年１月	0.04	4.30
２月	0.04	4.30
３月	0.04	4.30
４月	0.04	4.30
５月	0.04	4.30
設定来累計	7.60	817.23

【収益率の推移】

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2019年6月1日から2020年5月末日	-0.72

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2019年6月1日から2020年5月末日	-3.63

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2019年6月1日から2020年5月末日	-3.02

好利回り通貨コース受益証券

期間	収益率（％）（注）
2019年6月1日から2020年5月末日	-7.74

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2020年5月末日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2019年5月末日の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	6.26
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	19.50
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-6.81
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	2.94
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-0.11
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	10.94
2017年（2017年1月1日から2017年12月末日）	9.74
2018年（2018年1月1日から2018年12月末日）	-6.96
2019年（2019年1月1日から2019年12月末日）	11.81
2020年（2020年1月1日から2020年5月末日）	-5.40

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	10.60
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	22.42
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-5.42
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	4.60
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	2.27
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	10.68
2017年（2017年1月1日から2017年12月末日）	10.31
2018年（2018年1月1日から2018年12月末日）	-7.20
2019年（2019年1月1日から2019年12月末日）	10.77
2020年（2020年1月1日から2020年5月末日）	-7.47

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	8.64
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	20.83
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-5.67
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	5.59
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	3.56
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	11.57
2017年（2017年1月1日から2017年12月末日）	10.57
2018年（2018年1月1日から2018年12月末日）	-7.13
2019年（2019年1月1日から2019年12月末日）	10.91
2020年（2020年1月1日から2020年5月末日）	-6.95

好利回り通貨コース受益証券

期間	収益率（％）（注）
2011年（2011年9月28日から2011年12月末日）	4.90
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	23.72
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-11.68
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	0.74
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-8.85
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	23.73
2017年（2017年1月1日から2017年12月末日）	19.63
2018年（2018年1月1日から2018年12月末日）	-15.26
2019年（2019年1月1日から2019年12月末日）	18.40
2020年（2020年1月1日から2020年5月末日）	-17.26

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2020年については5月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券 1 口当り純資産価格。好利回り通貨コース受益証券の2011年は、 1
口当り当初発行価格。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移(2020年5月末日現在)



分配の推移

米ドル受益証券(単位:米ドル、1口当たり、課税前)	
2020年 1月	0.03
2020年 2月	0.03
2020年 3月	0.03
2020年 4月	0.03
2020年 5月	0.03
直近1年累計	0.36
設定来累計	5.38

豪ドル受益証券(単位:豪ドル、1口当たり、課税前)	
2020年 1月	0.03
2020年 2月	0.03
2020年 3月	0.03
2020年 4月	0.03
2020年 5月	0.03
直近1年累計	0.36
設定来累計	7.69

収益率の推移(暦年ベース)*2020年は5月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 暦年末の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)
 ※分配金に対する税金は考慮されておりません。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移(2020年5月末日現在)



分配の推移

NZドル受益証券(単位: NZドル、1口当たり、課税前)	
2020年 1月	0.03
2020年 2月	0.03
2020年 3月	0.03
2020年 4月	0.03
2020年 5月	0.03
直近1年累計	0.36
設定来累計	6.92

好利回り通貨コース受益証券(単位: 米ドル、1口当たり、課税前)	
2020年 1月	0.04
2020年 2月	0.04
2020年 3月	0.04
2020年 4月	0.04
2020年 5月	0.04
直近1年累計	0.48
設定来累計	7.60

収益率の推移(暦年ベース)

*2020年は5月末日まで



*2011年は9月28日から、2020年は5月末日まで

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されていません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

2【販売及び買戻しの実績】

2019年6月1日から2020年5月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2020年5月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
米ドル受益証券	401,500 (401,500)	715,099 (715,099)	5,181,312 (5,181,312)
豪ドル受益証券	445,575 (445,575)	1,851,587 (1,851,587)	10,226,440 (10,226,440)
N Z ドル受益証券	34,255 (34,255)	258,571 (258,571)	2,205,488 (2,205,488)
好利回り通貨コース 受益証券	1,348,200 (1,348,200)	1,718,680 (1,718,680)	4,257,398 (4,257,398)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2020年5月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.53円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

純資産計算書

2020年４月30日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得価額：114,014,552米ドル）	2	101,259,545	10,888,439
銀行預金		10,749,099	1,155,851
先物契約未実現利益	14	268,802	28,904
未収収益		1,329,214	142,930
受益証券の発行未収金		150,048	16,135
資産合計		113,756,708	12,232,259
負債			
銀行当座借越		92,606	9,958
先渡為替契約未実現損失	13	1,782,508	191,673
デリバティブに係る未払証拠金		114,192	12,279
受益証券の買戻未払金		175,162	18,835
未払費用	9	521,956	56,126
負債合計		2,686,424	288,871
純資産		111,070,284	11,943,388

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
米ドル受益証券（米ドル）	7.52	5,199,142	39,084,391
豪ドル受益証券（豪ドル）	6.24	10,297,020	64,205,984
NZドル受益証券（NZドル）	6.99	2,208,028	15,442,386
好利回り通貨コース受益証券（米ドル）	4.80	4,250,468	20,423,052

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2020年4月30日に終了した期間

米ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	5,593,452
発行受益証券数	107,450
買戻受益証券数	(501,760)
期末現在発行済受益証券数	5,199,142

豪ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	10,935,951
発行受益証券数	185,035
買戻受益証券数	(823,966)
期末現在発行済受益証券数	10,297,020

NZドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	2,380,724
発行受益証券数	6,685
買戻受益証券数	(179,381)
期末現在発行済受益証券数	2,208,028

好利回り通貨コース受益証券

期首現在発行済受益証券数	4,612,928
発行受益証券数	1,250,770
買戻受益証券数	(1,613,230)
期末現在発行済受益証券数	4,250,468

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2020年4月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2010年8月20日付信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠したアンブレラトラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

資産や負債が個別に帰属するポートフォリオまたはトラストのシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド（「ファンド」）は、2010年8月20日付マスター信託証書および追補証書（マスター信託証書と合わせて「信託証書」）に従い設立された最初のシリーズ・トラストである。

ファンドは現在、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券（合わせて「受益証券」）の4つのクラスの受益証券の発行が可能である。

ファンドは、2025年10月30日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）に償還する予定である。ファンドは、信託証書に記載された状況により、早期に償還する（または償還を延期する）ことがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場または取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券または上記(a)に基づき決定された価格が公正な市場価格を反映していない場合には、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) かかる市場価格が存在しないか、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、減損が決定されない限り、額面価額により評価される。

評価が実行不可能または不適切である場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2020年4月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1 米ドル = 1.52742 豪ドル
- 1 米ドル = 7.05210 人民元
- 1 米ドル = 0.91299 ユーロ
- 1 米ドル = 14,876.84211 インドネシア・ルピア
- 1 米ドル = 75.09515 インドルピー
- 1 米ドル = 23.81006 メキシコペソ
- 1 米ドル = 1.62088 NZドル
- 1 米ドル = 73.94880 ロシア・ルーブル

為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行う。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行う。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用することが含まれる。この共通ポートフォリオは4つに分かれており、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ帰属する。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の状態において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の状態において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、副投資顧問会社は、市場環境を勘案し、先進国債券市場および新興国債券市場を代表する債券市場インデックスで採用されている国の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨を選定する。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合がある。選定された通貨は、定期的（原則として毎月）に見直され、入れ替えられる。副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額（好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入する。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとする。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内（上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%）に戻す意向である。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の契約価額と終結時の価額の差額に等しい実現損益を計上する。

注 3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注 4 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注 5 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注 6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社としての役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができる。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼した。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとする。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注 7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注 8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。さらに、代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、請求があれば、ファンドの費用負担で支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	312,435
代行協会員報酬	150,185
事務代行会社報酬	30,041
保管会社報酬	9,025
受託会社および管理会社報酬	6,009
立替実費	3,001
専門家報酬	11,260
未払費用	521,956

注10 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、合理的な分配水準を維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本から分配を行うことができる。分配金額は変動することがあり、分配が行われない場合もある。

上記を前提として、管理会社は、各月の10日（「基準日」）時点における受益者に対して毎月分配を行う予定である。ただし、基準日がファンド営業日ではない場合、分配は直前のファンド営業日時点の受益者に対して行われる。

分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2020年4月30日に終了した期間に、ファンドは合計3,577,283米ドルの分配を行った。

注11 - 課税

ケイマン諸島の現行法の下では、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金またはファンドから受益者への支払もしくは受益証券の買戻しにかかる純資産額の支払に適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、特定の利息、配当金および売買益において外国の源泉徴収税の対象となることがある。

注12 - 募集および買戻しの条件

受益証券の発行

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券はファンド営業日（以下に定義する。）に、当該ファンド営業日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる当該クラスの受益証券1口当り純資産価格の3.0%以下（消費税またはその他の税があればそれを除いた料率）の申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することが可能である。受益者および適格投資家の取得申込口数は、当該クラスの受益証券100口以上1口単位である。

受益証券の購入に係る申込書は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、その直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければならない。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除く。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいう。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券に係る申込みの全部または一部を拒絶することができ、上記の適切に記入された申込書および支払が適時に受領されていない注文を取り消すことができる。かかる場合には、申込時に支払われた代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担において、可及的速やかに無利息で返還される。

受託会社および/または管理会社（もしくはその代理人）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができる。管理会社（またはその代理人）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求したすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受

託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社（またはその代理人）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその代理人）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益証券の買戻しを請求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を買戻すよう、事務代行会社に請求することができる。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、事務代行会社に提出されなくてはならない。

受益証券が買戻される価格（「受益証券1口当り買戻価格」）は、当該ファンド営業日における該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格である。

目論見書に記載される受益証券の買戻停止期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われない。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消することができ、買戻代金の支払を延期することができる。

注13 - 先渡為替契約

2020年4月30日現在、注2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加のエクスポージャーを供給するために、およびポートフォリオの一部の調整を行うためにファンドが締結している未決済の先渡為替契約は、以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
人民元	42,500,000	米ドル	5,983,892	2020年5月13日	42,018
インドネシア・ルピア	5,158,510,000	米ドル	314,524	2020年5月13日	31,635
インドルピー	34,720,000	米ドル	449,542	2020年5月13日	12,133
ロシア・ルーブル	14,240,000	米ドル	180,636	2020年5月13日	11,512
メキシコペソ	10,370,000	米ドル	429,032	2020年5月13日	5,523
インドルピー	24,880,000	米ドル	330,734	2020年5月13日	97
米ドル	421,768	インドネシア・ルピア	6,307,130,000	2020年5月13日	(1,468)
米ドル	430,801	インドルピー	32,700,000	2020年5月13日	(4,014)
インドネシア・ルピア	5,488,100,000	米ドル	374,272	2020年5月13日	(5,996)
米ドル	646,006	インドルピー	49,300,000	2020年5月13日	(9,541)
米ドル	447,868	インドルピー	35,030,000	2020年5月13日	(17,930)
米ドル	438,103	メキシコペソ	11,110,000	2020年5月13日	(27,461)
ロシア・ルーブル	29,260,000	米ドル	425,210	2020年5月13日	(30,389)
米ドル	454,749	ロシア・ルーブル	36,820,000	2020年5月13日	(42,084)
米ドル	441,883	インドネシア・ルピア	7,515,120,000	2020年5月13日	(62,415)
メキシコペソ	9,350,000	米ドル	455,481	2020年5月13日	(63,670)
米ドル	5,770,916	メキシコペソ	141,310,000	2020年5月13日	(150,679)
インドルピー	506,200,000	米ドル	7,029,579	2020年5月13日	(298,584)
インドネシア・ルピア	97,634,500,000	米ドル	7,062,680	2020年5月13日	(510,963)
ロシア・ルーブル	451,400,000	米ドル	7,061,632	2020年5月13日	(970,631)
メキシコペソ	132,700,000	米ドル	7,011,425	2020年5月13日	(1,450,632)
豪ドル	65,337,963	米ドル	41,305,432	2020年5月26日	1,475,257
NZドル	14,448,103	米ドル	8,623,880	2020年5月26日	288,300
米ドル	217,795	ユーロ	198,000	2020年6月3日	777
ユーロ	40,000	米ドル	43,753	2020年6月3日	88
米ドル	13	豪ドル	20	2020年5月26日	0
米ドル	470	豪ドル	720	2020年5月26日	(1)
米ドル	53	NZドル	88	2020年5月26日	(1)
米ドル	187	豪ドル	296	2020年5月26日	(6)
米ドル	2,242	NZドル	3,747	2020年5月26日	(69)
米ドル	4,897	豪ドル	7,662	2020年5月26日	(120)
米ドル	7,836	豪ドル	12,320	2020年5月26日	(230)
米ドル	36,413	豪ドル	56,056	2020年5月26日	(290)
米ドル	9,265	豪ドル	14,622	2020年5月26日	(309)
米ドル	26,834	NZドル	44,352	2020年5月26日	(524)
米ドル	36,479	NZドル	60,896	2020年5月26日	(1,083)
米ドル	58,135	豪ドル	91,908	2020年5月26日	(2,042)
豪ドル	221,760	米ドル	144,053	2020年5月26日	1,146
豪ドル	3,198	米ドル	2,012	2020年5月26日	81

N Z ドル	3,010	米ドル	1,803	2020年 5 月26日	54
N Z ドル	192	米ドル	117	2020年 5 月26日	1
豪ドル	47	米ドル	29	2020年 5 月26日	1
豪ドル	24	米ドル	15	2020年 5 月26日	1
豪ドル	182	米ドル	118	2020年 5 月26日	0
N Z ドル	10	米ドル	6	2020年 5 月26日	0
N Z ドル	4	米ドル	2	2020年 5 月26日	0
					<u>(1,782,508)</u>

金額は四捨五入され、1 に満たない金額は0 と表示されている。

注14 - 未決済先物契約

2020年4月30日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドルで表示)	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
<i>ロング・ポジション</i>					
米ドル	31	米国債先物10年	2020年6月	4,318,203	204,407
米ドル	41	米国債先物5年	2020年6月	5,148,063	145,884
				9,466,266	350,291
<i>ショート・ポジション</i>					
ユーロ	(1)	ユーロBUND先物	2020年6月	(191,075)	(2,114)
米ドル	(5)	米国長期国債先物	2020年6月	(909,688)	(79,375)
				(1,100,763)	(81,489)
					268,802

注15 - 後発事象

2020年初頭以降、新型コロナウイルス感染症（「COVID-19」）の流行は、世界経済および金融市場に悪影響を与え、大きな変動を引き起こしている。

COVID-19の流行がファンドの投資先の財務パフォーマンスに及ぼす影響は、流行の期間および拡大ならびに関連する勧告および制限等、今後の動向次第である。これらの動向ならびにCOVID-19が金融市場および経済全般に与える影響は、極めて不確実であり、予測できない。金融市場および / または経済全般への影響が長期に及ぶ場合、ファンドの将来の投資結果は、重大な悪影響を受ける可能性がある。

このような状況の中、受託会社および管理会社は、ウィルスの拡大の抑制に向けた各国政府の取組みを継続的に注視しており、ファンドのパフォーマンスに対する潜在的な経済的影響を注意深く監視している。

ファンドは、その投資方針および目論見書に従った通常の運用を継続するための完全な能力を有している。ファンドの未監査の純資産価格は、日次で入手可能である。

（２）【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年４月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 （％）
アンゴラ					
国債					
米ドル	400,000	ANGOLA REP OF 9.1250% 26/11/49	418,750	169,623	0.16
米ドル	220,000	ANGOLA REP OF 9.3750% 08/05/48	223,177	94,327	0.08
米ドル	200,000	ANGOLA REP OF 8.0000% 26/11/29	200,000	87,000	0.08
			841,927	350,950	0.32
アンゴラ合計			841,927	350,950	0.32
アルゼンチン					
国債					
米ドル	1,450,000	ARGENTINA 5.8750% 11/01/28	642,719	364,690	0.33
米ドル	700,000	ARGENTINA 4.6250% 11/01/23	339,900	200,375	0.18
米ドル	825,000	ARGENTINA 7.1250% 06/07/36	532,472	198,008	0.18
米ドル	300,000	ARGENTINA 6.8750% 11/01/48	131,142	72,000	0.06
米ドル	135,000	ARGENTINA 7.1250% 28/06/2117	116,708	32,569	0.03
米ドル	8,000,000	REP OF ARGENTINA FRN 15/12/35	758,844	27,200	0.02
			2,521,785	894,842	0.80
その他の債券					
米ドル	900,000	REP OF ARGENTINA 2.5% 31/12/38	472,398	283,500	0.26
			472,398	283,500	0.26
アルゼンチン合計			2,994,183	1,178,342	1.06
アゼルバイジャン					
国債					
米ドル	150,000	REPUBLIC OF AZERBAIJAN 3.5000% 01/09/32	149,550	133,686	0.12
			149,550	133,686	0.12
アゼルバイジャン合計			149,550	133,686	0.12
バーレーン					
国債					
米ドル	500,000	BAHRAIN 6.1250% 05/07/22	539,350	498,750	0.45
米ドル	400,000	BAHRAIN 7.5000% 20/09/47	399,000	379,000	0.34
米ドル	340,000	BAHRAIN 5.6250% 30/09/31	340,000	304,300	0.27
米ドル	220,000	BAHRAIN 6.0000% 19/09/44	201,190	186,175	0.17
			1,479,540	1,368,225	1.23
バーレーン合計			1,479,540	1,368,225	1.23
ベラルーシ					
国債					
米ドル	225,000	DEVELOPMENT B 6.7500% 02/05/24	225,000	207,630	0.18
米ドル	200,000	REP OF BELARUS 7.6250% 29/06/27	207,692	196,750	0.18

ベラルーシ合計

432,692	404,380	0.36
432,692	404,380	0.36

ブラジル

国債

米ドル	720,000	REP OF BRAZIL 5% 27/01/45	694,333	666,000	0.60
米ドル	665,000	BRAZIL REP OF 4.7500% 14/01/50	646,995	598,500	0.54
米ドル	482,000	FED REP OF BRAZIL 2.625% 05/01/23	481,760	482,000	0.43
米ドル	200,000	FED REP OF BRAZIL 5.625% 21/02/47	200,704	196,250	0.18
			2,023,792	1,942,750	1.75

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 （％）
ブラジル（続き）					
その他の債券					
米ドル	1,300,000	BRAZIL MINAS 5.333% 15/02/28	918,840	1,033,510	0.93
			918,840	1,033,510	0.93
		ブラジル合計	2,942,632	2,976,260	2.68
英国領ヴァージン諸島					
変動利付債					
米ドル	600,000	CNRC CAPITALE LTD FRN 29/12/49	596,040	591,000	0.52
米ドル	450,000	HUANENG HK CAP FRN 30/04/66	450,000	444,583	0.40
米ドル	205,000	DIANJIANG INT FIN FRN 19/07/67	205,000	206,120	0.19
米ドル	200,000	DIANJIANG HAIYU FRN 14/12/66	200,000	194,500	0.18
			1,451,040	1,436,203	1.29
固定利付債					
米ドル	1,500,000	STATE GRID 3.5% 04/05/27	1,510,573	1,637,142	1.48
米ドル	1,100,000	SINOPEC GRP OVER 4.375% 10/04/24	1,155,000	1,196,426	1.08
米ドル	250,000	CHINALCO CAPITAL HDG 4.25% 21/04/22	250,000	245,243	0.22
米ドル	450,000	TSINGHUA UNIC 5.3750% 31/01/23	442,755	244,919	0.22
			3,358,328	3,323,730	3.00
		英国領ヴァージン諸島合計	4,809,368	4,759,933	4.29
カメルーン					
その他の債券					
米ドル	200,000	REP OF CAMEROON 9.5% 19/11/25	215,222	170,998	0.15
			215,222	170,998	0.15
		カメルーン合計	215,222	170,998	0.15
ケイマン諸島					
その他の債券					
米ドル	500,000	BIOCEANICO SOV 0% 05/06/34	348,750	312,500	0.28
			348,750	312,500	0.28
固定利付債					
米ドル	1,224,000	KSA SUKUK LTD 2.9690% 29/10/29	1,224,835	1,247,946	1.12
米ドル	200,000	KSA SUKUK LTD 3.6280% 20/04/27	197,000	209,620	0.19
			1,421,835	1,457,566	1.31
		ケイマン諸島合計	1,770,585	1,770,066	1.59
チリ					
国債					
米ドル	450,000	CHILE 3.5000% 25/01/50	476,375	456,125	0.41
米ドル	400,000	CHILE 3.2400% 06/02/28	423,300	426,356	0.38
			899,675	882,481	0.79
固定利付債					
米ドル	850,000	CODELCO INC 4.5000% 16/09/25	920,690	902,139	0.82
米ドル	650,000	CODELCO INC 4.3750% 05/02/49	646,091	668,429	0.60
米ドル	205,000	EMPRESA NACIO 4.5000% 14/09/47	199,117	184,728	0.17
米ドル	200,000	CODELCO INC 3.7000% 30/01/50	192,960	182,265	0.16
			1,958,858	1,937,561	1.75
		チリ合計	2,858,533	2,820,042	2.54

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 （％）
中国					
	変動利付債				
米ドル	700,000	CHINA MINMETALS FRN 13/05/66	646,000	693,000	0.62
			646,000	693,000	0.62
		中国合計	646,000	693,000	0.62
コロンビア					
	国債				
米ドル	1,400,000	REP OF COLOMBIA 5% 15/06/45	1,455,263	1,371,709	1.24
米ドル	800,000	REP OF COLOMBIA 3.875% 25/04/27	845,225	782,556	0.70
			2,300,488	2,154,265	1.94
		コロンビア合計	2,300,488	2,154,265	1.94
コスタリカ					
	国債				
米ドル	300,000	COSTA RICA GO 6.1250% 19/02/31	321,750	241,500	0.22
			321,750	241,500	0.22
	固定利付債				
米ドル	400,000	INSTITUTO COS 6.3750% 15/05/43	300,200	251,004	0.22
			300,200	251,004	0.22
		コスタリカ合計	621,950	492,504	0.44
クロアチア					
	国債				
米ドル	250,000	CROATIA GVT 6% 26/01/24	286,750	279,498	0.25
米ドル	250,000	CROATIA 5.5000% 04/04/23	275,800	269,283	0.24
			562,550	548,781	0.49
		クロアチア合計	562,550	548,781	0.49
ドミニカ共和国					
	国債				
米ドル	400,000	DOMINICAN REP 7.45% 30/04/44	435,929	359,000	0.33
米ドル	375,000	DOMINICAN REP 6.4000% 05/06/49	370,466	303,750	0.27
米ドル	230,000	DOMINICAN REP 6.5000% 15/02/48	228,178	184,000	0.17
米ドル	200,000	DOMINICAN REP 5.8750% 30/01/60	199,780	154,000	0.14
			1,234,353	1,000,750	0.91
	その他の債券				
米ドル	130,000	DOMINICAN REP 5.8750% 18/04/24	139,087	124,800	0.11
			139,087	124,800	0.11
	固定利付債				
米ドル	200,000	BANCO RES REP DOM 7% 1/02/23	204,942	191,502	0.17
			204,942	191,502	0.17
		ドミニカ共和国合計	1,578,382	1,317,052	1.19
エクアドル					
	国債				
米ドル	945,000	REPUBLIC OF ECUADOR 7.8750% 23/01/28	935,376	265,781	0.24
米ドル	610,000	REPUBLIC OF ECUADOR 9.5000% 27/03/30	604,260	173,850	0.16
米ドル	400,000	REPUBLIC OF ECUADOR 8.8750% 23/10/27	386,869	113,500	0.10
			1,926,505	553,131	0.50
		エクアドル合計	1,926,505	553,131	0.50

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
エジプト					
国債					
米ドル	1,070,000	ARAB REP EGYPT 6.125% 31/01/22	1,090,302	1,061,965	0.95
米ドル	505,000	ARAB REP EGYPT 8.7002% 01/03/49	526,674	451,980	0.41
米ドル	400,000	ARAB REP EGYPT 8.1500% 20/11/59	415,000	348,068	0.32
米ドル	205,000	ARAB REP EGYPT 7.0529% 15/01/32	205,000	182,375	0.16
			2,236,976	2,044,388	1.84
		エジプト合計	2,236,976	2,044,388	1.84
エルサルバドル					
国債					
米ドル	324,000	EL SALVADOR R 7.1246% 20/01/50	329,218	238,545	0.22
米ドル	200,000	REP EL SALVADOR 7.625% 1/2/41	200,732	149,250	0.13
			529,950	387,795	0.35
		エルサルバドル合計	529,950	387,795	0.35
エチオピア					
国債					
米ドル	200,000	REP OF ETHIOPIA 6.625% 11/12/24	209,000	172,750	0.16
			209,000	172,750	0.16
		エチオピア合計	209,000	172,750	0.16
ガボン					
国債					
米ドル	200,000	GABONESE REP 6.95% 16/06/25	204,430	141,496	0.13
			204,430	141,496	0.13
		ガボン合計	204,430	141,496	0.13
ガーナ					
国債					
米ドル	470,000	GHANA REP OF 8.6270% 16/06/49	468,900	352,500	0.32
米ドル	300,000	GHANA REP OF 8.1250% 26/03/32	299,958	227,625	0.20
米ドル	200,000	GHANA REP OF 7.8750% 26/03/27	199,942	157,250	0.14
			968,800	737,375	0.66
		ガーナ合計	968,800	737,375	0.66
グアテマラ					
国債					
米ドル	220,000	REP OF GUATEM 6.1250% 01/06/50	221,760	223,300	0.20
			221,760	223,300	0.20
		グアテマラ合計	221,760	223,300	0.20
ホンジュラス					
国債					
米ドル	190,000	HONDURAS GVT 6.25% 19/01/27	203,740	176,700	0.16
			203,740	176,700	0.16
		ホンジュラス合計	203,740	176,700	0.16

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 （％）
香港					
変動利付債					
米ドル	200,000	WEICHA I NT L HK FR N 14/03/66	200,000	196,093	0.18
			200,000	196,093	0.18
固定利付債					
米ドル	1,490,000	CNAC HK FINBRID 4.1250% 19/07/27	1,458,545	1,528,446	1.37
米ドル	990,000	CNAC HK FINBRID 3.5000% 19/07/22	990,794	996,692	0.89
米ドル	915,000	CNAC HK FINBRID 4.8750% 14/03/25	909,007	977,092	0.88
米ドル	700,000	CNAC HK FINBRID 3.8750% 19/06/29	725,027	708,815	0.64
米ドル	485,000	CNAC HK FINBRID 5.1250% 14/03/28	481,296	529,627	0.48
			4,564,669	4,740,672	4.26
		香港合計	4,764,669	4,936,765	4.44
ハンガリー					
国債					
米ドル	600,000	REP OF HUNGARY 5.75% 22/11/23	676,074	669,000	0.60
米ドル	200,000	REP OF HUNGARY 7.625% 29/03/41	326,492	321,613	0.29
			1,002,566	990,613	0.89
		ハンガリー合計	1,002,566	990,613	0.89
インドネシア					
国債					
米ドル	1,400,000	REP OF INDONES 6.625% 17/02/37	1,752,279	1,784,075	1.61
米ドル	1,500,000	REP OF INDONES 5.25% 17/01/42	1,573,816	1,709,985	1.54
米ドル	650,000	INDONESIA REP 3.8500% 18/07/27	694,280	669,619	0.61
米ドル	350,000	INDONESIA (RE 6.7500% 15/01/44	454,020	469,738	0.42
米ドル	400,000	INDONESIA (REP) 4.1000% 24/04/28	434,640	420,005	0.38
米ドル	220,000	INDONESIA REP 4.6250% 15/04/43	246,924	234,294	0.21
米ドル	200,000	INDONESIA (REP) 2.9500% 11/01/23	203,250	200,498	0.18
			5,359,209	5,488,214	4.95
固定利付債					
米ドル	355,000	PERUSAHAAN LI 6.1500% 21/05/48	351,699	386,950	0.35
米ドル	350,000	PERUSAHAAN LI 6.2500% 25/01/49	347,526	382,375	0.34
米ドル	200,000	PT PERTAMINA 4.7000% 30/07/49	200,000	184,916	0.17
米ドル	200,000	PERUSAHAAN LI 4.3750% 05/02/50	199,134	184,000	0.17
			1,098,359	1,138,241	1.03
		インドネシア合計	6,457,568	6,626,455	5.98
イラク					
その他の債券					
米ドル	370,000	IRAQ REPUBLIC 5.8% 15/01/28	328,047	268,324	0.24
			328,047	268,324	0.24
		イラク合計	328,047	268,324	0.24
アイルランド					
固定利付債					
米ドル	350,000	VEB FINANCE 6.902% 09/07/20	396,701	352,141	0.31
米ドル	220,000	VEB FINANCE PLC 5.942% 21/11/23	221,833	239,954	0.22
			618,534	592,095	0.53
		アイルランド合計	618,534	592,095	0.53

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
コートジボワール					
	国債				
米ドル	300,000	IVORY COAST-P 6.125% 15/06/33	294,450	258,000	0.23
			294,450	258,000	0.23
		コートジボワール合計	294,450	258,000	0.23
ジャマイカ					
	国債				
米ドル	350,000	JAMAICA GVT 7.875% 28/07/45	429,234	361,813	0.33
			429,234	361,813	0.33
		ジャマイカ合計	429,234	361,813	0.33
ヨルダン					
	国債				
米ドル	250,000	JORDAN 7.375% 10/10/47	253,889	231,240	0.21
			253,889	231,240	0.21
		ヨルダン合計	253,889	231,240	0.21
カザフスタン					
	国債				
米ドル	200,000	KAZAKHSTAN 4.875% 14/10/44	247,500	227,830	0.21
			247,500	227,830	0.21
	固定利付債				
米ドル	950,000	KAZMUNAYGAS NTL 4.75% 19/04/27	1,041,750	919,125	0.82
米ドル	510,000	KAZMUNAYGAS NTL 5.75% 19/04/47	552,869	509,235	0.46
米ドル	240,000	KAZTRANS GAS J 4.375% 26/09/27	235,200	227,964	0.21
			1,829,819	1,656,324	1.49
		カザフスタン合計	2,077,319	1,884,154	1.70
ケニア					
	国債				
米ドル	365,000	KENYA REP OF 8.2500% 28/02/48	359,938	326,668	0.29
			359,938	326,668	0.29
		ケニア合計	359,938	326,668	0.29
クウェート					
	固定利付債				
米ドル	500,000	KUWAIT INTL B 3.5000% 20/03/27	536,700	548,715	0.49
			536,700	548,715	0.49
		クウェート合計	536,700	548,715	0.49
リトアニア					
	国債				
米ドル	400,000	REP OF LITHUANIA 6.125% 09/3/21	420,756	415,536	0.37
			420,756	415,536	0.37
		リトアニア合計	420,756	415,536	0.37

[次へ](#)

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
マレーシア					
固定利付債					
米ドル	1,500,000	1MDB GBL INVEST 4.4% 09/03/23	1,487,825	1,327,452	1.20
			1,487,825	1,327,452	1.20
		マレーシア合計	1,487,825	1,327,452	1.20
メキシコ					
国債					
米ドル	1,300,000	UTD MEXICAN STATE 3.625% 15/3/22	1,341,003	1,321,368	1.19
米ドル	1,000,000	UNITED MEXICAN 3.6000% 30/01/25	1,049,500	1,005,397	0.91
米ドル	800,000	UNITED MEXICAN 3.7500% 11/01/28	833,292	779,625	0.70
米ドル	600,000	UTD MEXICAN STATES 5.75% 12/10/2110	613,631	555,535	0.50
米ドル	400,000	UNITED MEXICAN STATE 5.55% 21/01/45	451,712	409,424	0.37
米ドル	400,000	UNITED MEXICAN 4.5000% 22/04/29	411,388	405,374	0.36
米ドル	350,000	UTD MEXICAN STATE 6.05% 11/01/40	413,000	377,983	0.34
米ドル	350,000	UTD MEXICAN STATE 4.75% 8/3/44	316,225	324,545	0.29
米ドル	350,000	UNITED MEXICAN 3.2500% 16/04/30	329,875	315,158	0.28
米ドル	300,000	UNITED MEXICAN STATE 4.6% 23/01/46	326,253	273,289	0.25
			6,085,879	5,767,698	5.19
固定利付債					
米ドル	1,006,000	PEMEX 6.75% 21/09/47	999,621	688,292	0.61
米ドル	900,000	PETROLEOS MEXIC 5.3500% 12/02/28	873,405	679,500	0.61
米ドル	879,000	PETROLEOS MEX 7.6900% 23/01/50	876,225	646,065	0.58
米ドル	782,000	PEMEX 4.5% 23/01/26	768,921	598,230	0.54
米ドル	600,000	PETROLEOS MEXICA 6.5000% 13/03/27	464,400	487,620	0.44
米ドル	600,000	PETROLEOS MEX 6.8400% 23/01/30	634,500	475,500	0.43
米ドル	660,000	PETROLEOS MEXICA 6.3500% 12/02/48	631,028	445,500	0.40
米ドル	440,000	PETROLEOS MEX 5.9500% 28/01/31	440,024	316,800	0.29
米ドル	300,000	PEMEX 5.5% 21/01/21	308,520	294,750	0.27
米ドル	350,000	PETROLEOS MEXICAN 6.875% 4/8/26	265,038	288,400	0.26
米ドル	400,000	PETROLEOS MEX 6.9500% 28/01/60	396,564	286,000	0.26
米ドル	300,000	PETROLEOS MEX 6.4900% 23/01/27	214,500	241,500	0.22
米ドル	300,000	PEMEX MASTER 6.625% 15/06/35	220,500	207,750	0.19
米ドル	250,000	MEXICO CITY A 5.5000% 31/07/47	212,375	207,500	0.19
			7,305,621	5,863,407	5.29
		メキシコ合計	13,391,500	11,631,105	10.48
モロッコ					
国債					
米ドル	200,000	MOROCCO KINGD 5.5000% 11/12/42	241,960	226,764	0.20
			241,960	226,764	0.20
		モロッコ合計	241,960	226,764	0.20
オランダ					
固定利付債					
米ドル	270,000	MDGH - GMTN B 2.8750% 07/11/29	267,079	270,707	0.24
米ドル	200,000	MDGH - GMTN B 2.5000% 07/11/24	199,300	200,250	0.18
米ドル	205,000	MDGH - GMTN B 3.7000% 07/11/49	205,000	197,723	0.18
			671,379	668,680	0.60
		オランダ合計	671,379	668,680	0.60

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ナイジェリア					
国債					
米ドル	450,000	REP OF NIGERI 7.1430% 23/02/30	454,687	338,071	0.31
米ドル	360,000	REP OF NIGERI 6.5000% 28/11/27	357,480	271,800	0.24
米ドル	240,000	REP OF NIGERI 9.2480% 21/01/49	242,188	195,605	0.18
米ドル	200,000	REP OF NIGERI 7.6250% 28/11/47	187,500	146,000	0.13
			1,241,855	951,476	0.86
ナイジェリア合計			1,241,855	951,476	0.86
オマーン					
国債					
米ドル	965,000	OMAN INTRNL B 4.1250% 17/01/23	930,149	835,922	0.75
米ドル	465,000	OMAN INTRNL B 5.6250% 17/01/28	475,319	356,306	0.32
米ドル	504,000	OMAN GVT INTL 6.5% 08/03/47	502,733	354,050	0.32
米ドル	430,000	OMAN INTRNL B 6.7500% 17/01/48	424,823	301,013	0.27
米ドル	355,000	OMAN INTRNL B 4.8750% 01/02/25	353,733	290,528	0.26
			2,686,757	2,137,819	1.92
オマーン合計			2,686,757	2,137,819	1.92
パキスタン					
国債					
米ドル	150,000	ISLAM REP PAKISTAN 7.875% 31/3/36	128,780	127,313	0.11
			128,780	127,313	0.11
固定利付債					
米ドル	700,000	THRD PKSTN SU 5.6250% 05/12/22	700,000	644,665	0.59
			700,000	644,665	0.59
パキスタン合計			828,780	771,978	0.70
パナマ					
国債					
米ドル	400,000	PANAMA 3.8700% 23/07/60	415,157	404,000	0.36
			415,157	404,000	0.36
その他の債券					
米ドル	700,000	REP OF PANAMA 4.3% 29/04/53	752,404	745,500	0.67
			752,404	745,500	0.67
パナマ合計			1,167,561	1,149,500	1.03
パプアニューギニア					
国債					
米ドル	500,000	PNG GOVT INTL 8.3750% 04/10/28	503,167	442,500	0.40
			503,167	442,500	0.40
パプアニューギニア合計			503,167	442,500	0.40
パラグアイ					
国債					
米ドル	200,000	PARAGUAY 5.4000% 30/03/50	205,302	207,000	0.19
			205,302	207,000	0.19
パラグアイ合計			205,302	207,000	0.19

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ペルー					
変動利付債					
米ドル	340,000	CORP FINANCIERA FRN 15/07/29	359,720	340,425	0.31
			359,720	340,425	0.31
国債					
米ドル	350,000	REP OF PERU 5.625% 18/11/50	511,179	514,159	0.46
米ドル	300,000	REPUBLIC OF PERU 2.8440% 20/06/30	310,126	309,728	0.28
			821,305	823,887	0.74
固定利付債					
米ドル	280,000	PETROLEOS DEL 5.6250% 19/06/47	288,180	274,346	0.25
			288,180	274,346	0.25
ペルー合計			1,469,205	1,438,658	1.30
フィリピン					
国債					
米ドル	1,340,000	REP OF PHILIPPINES 3.7% 01/03/41	1,485,493	1,537,650	1.38
米ドル	1,000,000	PHILIPPINES(REP) 10.6250% 16/03/25	1,414,700	1,363,750	1.23
			2,900,193	2,901,400	2.61
フィリピン合計			2,900,193	2,901,400	2.61
ポーランド					
国債					
米ドル	750,000	REP OF POLAND 3.25% 06/04/26	796,650	815,550	0.73
			796,650	815,550	0.73
ポーランド合計			796,650	815,550	0.73
カタール					
国債					
米ドル	1,150,000	QATAR STATE O 4.8170% 14/03/49	1,192,595	1,386,084	1.25
米ドル	650,000	QATAR STATE O 5.1030% 23/04/48	695,470	812,136	0.73
米ドル	700,000	QATAR STATE O 4.0000% 14/03/29	762,428	777,840	0.70
米ドル	600,000	QATAR STATE O 3.3750% 14/03/24	628,200	632,994	0.57
			3,278,693	3,609,054	3.25
カタール合計			3,278,693	3,609,054	3.25
ルーマニア					
国債					
米ドル	350,000	ROMANIA 5.1250% 15/06/48	401,762	372,544	0.34
			401,762	372,544	0.34
ルーマニア合計			401,762	372,544	0.34
ロシア連邦					
国債					
米ドル	1,400,000	RUSSIA-EUROBOND 5.2500% 23/06/47	1,409,333	1,739,500	1.57
米ドル	1,000,000	RUSSIAN FED 4.75% 27/05/26	1,074,381	1,108,020	1.00
米ドル	800,000	RUSSIA-EUROBO 4.3750% 21/03/29	827,208	882,392	0.79
米ドル	400,000	RUSSIA-EUROBO 4.8750% 16/09/23	430,000	436,172	0.39
			3,740,922	4,166,084	3.75
ロシア連邦合計			3,740,922	4,166,084	3.75

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
サウジアラビア					
国債					
米ドル	1,300,000	SAUDI INT BON 2.8750% 04/03/23	1,325,760	1,330,549	1.20
米ドル	1,100,000	SAUDI INT BON 3.2500% 26/10/26	1,137,946	1,134,375	1.02
米ドル	950,000	SAUDI INT BON 4.5000% 26/10/46	1,025,659	983,440	0.89
米ドル	500,000	SAUDI INT BON 4.5000% 17/04/30	567,270	560,000	0.50
米ドル	500,000	SAUDI INT BON 4.6250% 04/10/47	519,900	523,471	0.47
米ドル	400,000	SAUDI INT BON 5.2500% 16/01/50	454,000	455,016	0.41
米ドル	250,000	SAUDI INT BON 5.0000% 17/04/49	268,750	275,880	0.25
米ドル	300,000	SAUDI INT BON 3.7500% 21/01/55	258,000	275,078	0.25
			5,557,285	5,537,809	4.99
		サウジアラビア合計	5,557,285	5,537,809	4.99
セネガル					
国債					
米ドル	250,000	SENEGAL REP O 6.7500% 13/03/48	244,313	207,500	0.19
			244,313	207,500	0.19
		セネガル合計	244,313	207,500	0.19
セルビア					
国債					
ユーロ	135,000	SERBIA REPUB 1.5000% 26/06/29	149,444	127,719	0.11
			149,444	127,719	0.11
		セルビア合計	149,444	127,719	0.11
南アフリカ					
国債					
米ドル	710,000	SOUTH AFRICA 4.8500% 30/09/29	705,704	609,576	0.55
米ドル	600,000	SOUTH AFRICA 5.7500% 30/09/49	594,352	467,890	0.42
			1,300,056	1,077,466	0.97
固定利付債					
米ドル	615,000	ESKOM HLDG 6.75% 06/08/23	630,089	463,968	0.42
米ドル	357,000	ESKOM HOLDING 8.4500% 10/08/28	382,487	253,470	0.23
			1,012,576	717,438	0.65
		南アフリカ合計	2,312,632	1,794,904	1.62
スリランカ					
国債					
米ドル	850,000	REP OF SRI LANKA 6.25% 4/10/20	870,188	727,804	0.65
米ドル	500,000	REP OF SRI LANKA 6.2% 11/05/27	431,875	272,505	0.25
米ドル	380,000	REP OF SRI LANKA 6.85% 3/11/25	372,310	221,354	0.20
米ドル	300,000	REP OF SRI LA 7.8500% 14/03/29	299,550	167,628	0.15
			1,973,923	1,389,291	1.25
		スリランカ合計	1,973,923	1,389,291	1.25
タジキスタン					
国債					
米ドル	200,000	TAJIKI INT BO 7.1250% 14/09/27	200,000	125,500	0.11
			200,000	125,500	0.11
		タジキスタン合計	200,000	125,500	0.11

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
トリニダード・トバゴ					
固定利付債					
米ドル	340,000	TRINIDAD PETR 9.7500% 15/06/26	342,117	298,350	0.27
			342,117	298,350	0.27
		トリニダード・トバゴ合計	342,117	298,350	0.27
チュニジア					
固定利付債					
米ドル	205,000	BANQ CENT TUNIS 5.75% 30/01/25	203,083	171,944	0.15
			203,083	171,944	0.15
		チュニジア合計	203,083	171,944	0.15
トルコ					
国債					
米ドル	1,700,000	TURKEY REP OF 4.8750% 09/10/26	1,579,368	1,490,671	1.35
米ドル	800,000	TURKEY REP OF 7.6250% 26/04/29	836,342	788,028	0.72
米ドル	700,000	TURKEY REP OF 6.3500% 10/08/24	721,111	687,019	0.62
米ドル	800,000	REP OF TURKEY 6.625% 17/02/45	682,656	670,403	0.60
米ドル	695,000	TURKEY REP OF 5.7500% 11/05/47	587,958	527,231	0.47
米ドル	550,000	REP OF TURKEY 6% 14/01/41	508,475	440,388	0.40
米ドル	400,000	TURKEY REP OF 5.2500% 13/03/30	312,000	331,856	0.30
米ドル	300,000	TURK EXIMBANK 6.1250% 03/05/24	298,029	283,125	0.25
米ドル	200,000	TURK EXIMBANK 8.2500% 24/01/24	199,598	204,250	0.18
米ドル	200,000	REP OF TURKEY 4.875% 16/04/43	136,000	144,678	0.13
			5,861,537	5,567,649	5.02
		トルコ合計	5,861,537	5,567,649	5.02
ウクライナ					
変動利付債					
米ドル	1,378,000	UKRAINE GVT FRN 31/05/40	588,756	1,017,011	0.92
			588,756	1,017,011	0.92
国債					
米ドル	380,000	UKRAINE GOVT 7.7500% 01/09/20	378,252	368,795	0.32
米ドル	300,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/27	269,442	274,500	0.24
米ドル	300,000	UKRAINE GOVT 7.3750% 25/09/32	295,669	265,491	0.24
米ドル	250,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/21	234,050	240,938	0.22
米ドル	200,000	UKRAINE GOVT 9.7500% 01/11/28	198,360	196,000	0.18
			1,375,773	1,345,724	1.20
その他の債券					
米ドル	420,000	ST SAVINGS BK UA STUP 20/03/25	204,450	196,392	0.18
			204,450	196,392	0.18
		ウクライナ合計	2,168,979	2,559,127	2.30
アラブ首長国連邦					
国債					
米ドル	1,000,000	ABU DHABI GOV 2.5000% 30/09/29	995,463	1,017,060	0.91
米ドル	900,000	ABU DHABI GOV 3.1250% 11/10/27	958,835	955,710	0.86
米ドル	550,000	ABU DHABI GOV 3.1250% 30/09/49	531,896	531,058	0.48
米ドル	400,000	ABU DHABI GOV 4.1250% 11/10/47	437,000	452,308	0.41
米ドル	360,000	ABU DHABI GOV 2.1250% 30/09/24	358,186	364,604	0.33
			3,281,380	3,320,740	2.99
		アラブ首長国連邦合計	3,281,380	3,320,740	2.99

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2020年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
英国					
その他の債券					
米ドル	600,000	BIZ FINANCE 9.625% 27/04/22	186,907	197,032	0.18
			186,907	197,032	0.18
固定利付債					
米ドル	315,000	SOUTHERN GAS CO 6.875% 24/03/26	341,472	328,558	0.29
米ドル	210,000	UKRAINE RAIL 8.2500% 09/07/24	210,000	177,492	0.16
			551,472	506,050	0.45
		英国合計	738,379	703,082	0.63
米国					
その他の債券					
米ドル	2,000,000	BRAZIL LOAN TR 5.477% 24/07/23	1,027,747	1,011,897	0.91
			1,027,747	1,011,897	0.91
		米国合計	1,027,747	1,011,897	0.91
ウルグアイ					
国債					
米ドル	770,000	URUGUAY 4.9750% 20/04/55	770,090	859,513	0.77
米ドル	200,000	REP OF URUGUAY 7.875% PIK 15/01/33	297,950	275,000	0.25
			1,068,040	1,134,513	1.02
その他の債券					
米ドル	500,000	REP OF URUGUAY 4.375% 27/10/27	548,358	543,125	0.49
			548,358	543,125	0.49
		ウルグアイ合計	1,616,398	1,677,638	1.51
ベネズエラ					
国債					
米ドル	5,340,000	REP OF VENEZUELA 9.25% 15/09/27	2,397,482	427,200	0.38
米ドル	2,685,000	REP OF VENEZUELA 9.375% 13/01/34	828,378	214,800	0.19
			3,225,860	642,000	0.57
その他の債券					
米ドル	2,075,000	PETROLEOS VENEZ 6% 16/05/24	506,575	77,812	0.08
米ドル	927,000	PETROLEOS DE VENEZ 8.5% 27/10/20	368,486	59,096	0.05
米ドル	955,000	PETROLEOS VENEZU 9% 17/11/21	315,150	35,813	0.03
			1,190,211	172,721	0.16
固定利付債					
米ドル	1,435,000	PETROLEOS DE VEN 5.5% 12/04/37	486,935	53,813	0.05
			486,935	53,813	0.05
		ベネズエラ合計	4,903,006	868,534	0.78
ザンビア					
その他の債券					
米ドル	200,000	REP OF ZAMBIA 8.97% 30/07/27	172,385	64,500	0.06
			172,385	64,500	0.06
		ザンビア合計	172,385	64,500	0.06
投資有価証券合計			114,014,552 (12,259,984,777円)	101,259,545 (10,888,438,874円)	91.17

（１）額面価額は、有価証券の原通貨にて表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約4,467万円）で、2020年5月末日現在全額払込済です。管理会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約298万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2020年5月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.13円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、（ ）投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年法」といいます。）の第15章に基づく管理会社として、および（ ）オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（改訂済）（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2010年法の第101条第2項および別表に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/ECに従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託（以下「UCI」といいます。）の追加的管理を行うこと
- (b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の、2013年法の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）UCIの株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2020年5月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約1.1兆円です。

（2020年5月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,336,968,486.49米ドル
		2	2,787,949,682.65豪ドル
		1	100,271,190.32カナダドル
		2	530,936,049.09N Z ドル
		1	51,901,421.56英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	14	866,204,299.33米ドル
		6	142,318,406.40ユーロ
		15	120,424,822,925円
		8	427,976,236.60豪ドル
		3	4,473,763.51カナダドル
		4	136,798,319.14N Z ドル
		2	1,894,301.09英ポンド
		1	23,948,452.77メキシコペソ
ケイマン諸島	その他のファンド	1	178,275,215.60トルコリラ
		7	407,244,095.98米ドル
		2	101,278,565.25ユーロ
		3	376,455,573.22豪ドル
		3	111,481,683.56N Z ドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2010年8月20日付のマスター信託証書（2016年3月31日付（2016年4月28日付で効力発生）の修正証書により修正済。）（以下「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権およびファンドの業務全般を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関連会社を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の管理会社を任命できなかった場合、受託会社はすべてのシリーズ・トラストを終了することができます。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任または解任後も、ファンドの管理者として行為した期間中については、当該管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償、権限、特権およびファンドに対する償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとしますが、過去または現在の受益者から補償を受ける権利については、この限りではありません。

（3）【その他】

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2020年5月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.13円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2020年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2020年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2020年6月2日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2020, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2020, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 2 June 2020

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2019年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2019年5月28日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2019, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 28, 2019

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2020年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2020年３月31日		2019年３月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a）１年以内期限到来	3、10	354,695	42,255	409,832	48,823
銀行預金および手元現金	10	9,943,527	1,184,572	9,345,239	1,113,298
		10,298,222	1,226,827	9,755,071	1,162,122
前払費用		26,250	3,127	26,250	3,127
		26,250	3,127	26,250	3,127
資産合計		10,324,472	1,229,954	9,781,321	1,165,249

	注記	2020年３月31日		2019年３月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	44,674	375,000	44,674
準備金		1,267,500	150,997	1,132,500	134,915
１．法定準備金	5	37,500	4,467	37,500	4,467
４．公正価値準備金を含むその他準備金					
b）その他配当不可能準備金	5	1,230,000	146,530	1,095,000	130,447
繰越損益	5	7,392,229	880,636	7,160,310	853,008
当期損益		345,544	41,165	366,919	43,711
		9,380,273	1,117,472	9,034,729	1,076,307
引当金					
納税引当金	6	639,870	76,228	514,096	61,244
		639,870	76,228	514,096	61,244

債務

買掛債務

a）１年以内期限到来	7	275,777	32,853	188,096	22,408
------------	---	---------	--------	---------	--------

その他債務

a) 税務当局	9,552	1,138	9,874	1,176
b) 社会保障当局	19,000	2,263	34,526	4,113
	<u>304,329</u>	<u>36,255</u>	<u>232,496</u>	<u>27,697</u>
資本金、準備金および負債合計	<u><u>10,324,472</u></u>	<u><u>1,229,954</u></u>	<u><u>9,781,321</u></u>	<u><u>1,165,249</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2020年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2020年		2019年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から 5 . 総損益	8、10	1,348,420	160,637	1,426,701	169,963
6 . 人件費		(816,731)	(97,297)	(866,522)	(103,229)
a) 給与および賃金	9	(754,388)	(89,870)	(793,000)	(94,470)
b) 社会保障費	9	(62,343)	(7,427)	(73,522)	(8,759)
) 年金関連		(20,522)	(2,445)	(45,536)	(5,425)
) その他社会保障費		(41,821)	(4,982)	(27,986)	(3,334)
8 . その他営業費用		(35,000)	(4,170)	(35,000)	(4,170)
11 . その他未収利息および類似収益					
b) その他利息および類似収益		—	—	42,827	5,102
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	10	(20,187)	(2,405)	(13,934)	(1,660)
b) その他利息および類似費用		(4,516)	(538)	(41,214)	(4,910)
15 . 損益に係る税金	6	(126,442)	(15,063)	(145,939)	(17,386)
16 . 税引後損益		345,544	41,165	366,919	43,711
17 . 1 から16に表示されないその他税金		—	—	—	—
18 . 当期利益		345,544	41,165	366,919	43,711

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2020年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法（修正済）の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注 3 - 売上債権

2020年3月31日現在、売上債権は、管理報酬193,030ユーロ（2019年3月31日：325,957ユーロ）、リスク管理業務42,500ユーロ（2019年3月31日：43,125ユーロ）、報告報酬33,525ユーロ（2019年3月31日：なし）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務85,140ユーロ（2019年3月31日：40,250ユーロ）およびその他未収金500ユーロ（2019年3月31日：500ユーロ）により構成されている。

注 4 - 払込済資本金

2020年3月31日および2019年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注 5 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2019年3月31日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310
前期の損益	—	—	366,919
富裕税準備金の純取崩し	—	(115,000)	115,000
富裕税準備金	—	250,000	(250,000)
2020年3月31日現在残高	37,500	1,230,000	7,392,229

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I.Fort n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2020年3月31日現在、制限準備金は1,230,000ユーロ（2019年3月31日：1,095,000ユーロ）であり、これは、2014年から2020年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2019年6月11日に行われた年次総会により、2013年の富裕税準備金の全額である115,000ユーロが取り崩され、2020年の富裕税準備金として250,000ユーロが計上された。

注 6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

注 7 - 買掛債務

2020年3月31日および2019年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬および税務コンサルタント報酬、プロジェクト費用、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注8 - 総損益

2020年3月31日および2019年3月31日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2020年 (ユーロ)	2019年 (ユーロ)
サービス報酬	1,765,042	1,658,170
コンサルタント報酬	(165,899)	—
その他対外費用	(250,723)	(231,469)
	<u>1,348,420</u>	<u>1,426,701</u>

2020年3月31日および2019年3月31日現在、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他報酬が含まれる。

2020年3月31日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2019年3月31日：97,175ユーロ）、海外規制費用18,019ユーロ（2019年3月31日：14,531ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬55,058ユーロ（2019年3月31日：54,004ユーロ）、弁護士報酬13,110ユーロ（2019年3月31日：3,941ユーロ）およびその他費用67,361ユーロ（2019年3月31日：61,818ユーロ）により構成されている。

注9 - スタッフ

2020年3月31日に終了した年度において、当社は7名（2019年3月31日に終了した年度：7名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2020年3月31日および2019年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時修正済）を締結した。2020年3月31日に終了した事業年度につき、年額92,500ユーロ（2019年3月31日に終了した事業年度：92,500ユーロ）（付加価値税を除く。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、また2015年1月12日にGFTCとの間で締結されたリスク管理サービス契約（修正済）に従い、454,993ユーロ（2019年3月31日：108,625ユーロ）のファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2020年3月31日現在、約8,748百万ユーロ（2019年3月31日：9,054百万ユーロ）である。

注12 - 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響

COVID-19の発生により、顧客の投資信託からの運用資産が減少したが、かかる影響が永続的なものになるか、資産価値が回復するか、またどの程度回復するかは未だ不透明である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet as at March 31, 2020
(expressed in Euro)

ASSETS	Note(s)	March 31, 2020	March 31, 2019
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	354,695	409,832
Cash at bank and in hand	10	9,943,527	9,345,239
		<u>10,298,222</u>	<u>9,755,071</u>
PREPAYMENTS		<u>26,250</u>	<u>26,250</u>
		26,250	26,250
TOTAL (ASSETS)		<u>10,324,472</u>	<u>9,781,321</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES	Note(s)	<u>March 31, 2020</u>	<u>March 31, 2019</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves		1,267,500	1,132,500
1. Legal reserve	5	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	5	1,230,000	1,095,000
Profit or loss brought forward	5	7,392,229	7,160,310
Profit or loss for the financial year		<u>345,544</u>	<u>366,919</u>
		9,380,273	9,034,729
PROVISIONS			
Provisions for taxation	6	<u>639,870</u>	<u>514,096</u>
		639,870	514,096
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	275,777	188,096
Other creditors			
a) Tax authorities		9,552	9,874
b) Social security authorities		<u>19,000</u>	<u>34,526</u>
		304,329	232,496
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>10,324,472</u>	<u>9,781,321</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2020
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2020	March 31, 2019
1. to 5. Gross profit or loss	8, 10	1,348,420	1,426,701
6. Staff costs		(816,731)	(866,522)
a) salaries and wages	9	(754,388)	(793,000)
b) social security costs	9	(62,343)	(73,522)
<i>i) relating to pensions</i>		(20,522)	(45,536)
<i>ii) other social security costs</i>		(41,821)	(27,986)
8. Other operating expenses		(35,000)	(35,000)
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		---	42,827
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(20,187)	(13,934)
b) other interest and similar expenses		(4,516)	(41,214)
15. Tax on profit or loss	6	(126,442)	(145,939)
16. Profit or loss after taxation		345,544	366,919
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		---	---
18. Profit for the financial year		<u>345,544</u>	<u>366,919</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2020

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Trade debtors

As at March 31, 2020, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 193,030 (March 31, 2019: EUR 325,957), risk management services for EUR 42,500 (March 31, 2019: EUR 43,125), reporting fees for EUR 33,525 (March 31, 2019: nil), Funds services to Global Funds Trust Company (“ GFTC ”) for EUR 85,140 (March 31, 2019: EUR 40,250) and other receivable for EUR 500 (March 31, 2019: EUR 500).

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2020 and 2019, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve EUR	Other non available reserves EUR	Profit or loss brought forward EUR
Balance as at March 31, 2019	37,500	1,095,000	7,160,310
Previous year 's profit or loss	---	---	366,919
Net release of net wealth tax (" NWT ") reserve	---	(115,000)	115,000
NWT reserve	---	250,000	(250,000)
Balance as at March 31, 2020	37,500	1,230,000	7,392,229

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As at March 31, 2020, the restricted reserve amounted EUR 1,230,000 representing five times the NWT credited for the years from 2014 to 2020 (March 31, 2019: EUR 1,095,000).

As per Annual General Meeting held on June 11, 2019, the 2013 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 115,000, and a NWT reserve of EUR 250,000 was constituted for 2020.

Note 6 – Taxes

The Corporate Income Tax rate remained at 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

Note 7 – Trade creditors

As at March 31, 2020 and 2019, the balances were constituted of audit and tax consultancy fees, project costs, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 8 – Gross profit or loss

As at March 31, 2020 and 2019, this caption can be analysed as follows:

	2020	2019
	EUR	EUR
Services fees	1,765,042	1,658,170
Consultancy fees	(165,899)	---
Other external charges	(250,723)	(231,469)
	<u>1,348,420</u>	<u>1,426,701</u>

As at March 31, 2020 and 2019, the Services fees include the management fees, the risk management fees and other fees.

As at March 31, 2020, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2019: EUR 97,175), overseas regulation fees for EUR 18,019 (March 31, 2019: EUR 14,531), internal and external audit fees for EUR 55,058 (March 31, 2019: EUR 54,004), legal fees for EUR 13,110 (March 31, 2019: EUR 3,941) and other charges for EUR 67,361 (March 31, 2019: EUR 61,818).

Note 9 – Staff

For the year ended March 31, 2020, the Company has employed 7 persons (March 31, 2019: 7 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2020 and March 31, 2019. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and the Company have signed a Service Level agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2020 (March 31, 2019: EUR 92,500) is recorded in deduction of the caption “Gross profit or loss” in the profit and loss account.

Under the same caption and according to the Risk Management Services Agreement dated January 12, 2015, as amended, which was concluded with GFTC, the Company has provided Funds services for an amount of EUR 454,993 (March 31, 2019: EUR 108,625).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 8,748 million as at March 31, 2020 (March 31, 2019: EUR 9,054 million).

Note 12 – Impact of COVID-19

The emergence of the COVID-19 caused the reduction of assets under management from clients' funds, however there is still no visibility on whether the impact will be permanent or if assets value will recover and to which level.

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。